

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金
貸付の手引き

【書類の提出先及び問い合わせ先】

公益財団法人 徳島県母子寡婦福祉連合会
〒770-0943 徳島市中昭和町1丁目2番地
徳島県立総合福祉センター2F
TEL : 088-654-7418
FAX : 088-654-7414
E-mail : mailadm@tbjcenter.jp
[http : //www.tbjcenter.jp](http://www.tbjcenter.jp)

目 次

<u>I ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（訓練促進資金）</u>	
1 訓練促進資金貸付の概要	1
2 申込み等の手続き	2
3 手続きに必要な提出書類	8
○ 入学準備金	8
○ 就職準備金	16
<u>II ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）</u>	
1 住宅支援資金貸付の概要	20
2 申込み等の手続き	21
3 手続きに必要な提出書類	26
<u>III ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（資料編）</u>	
○ 公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程	30
○ 公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱	33
○ 実施要綱様式	41

I ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（訓練促進資金）

1 訓練促進資金貸付の概要

【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金「訓練促進資金」の概要】

- 1 この資金は、ひとり親家庭の親の自立の促進を図るため、高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格を取得し、当該資格が必要な業務に従事しようとするひとり親家庭の親に、無利子又は低利子で貸し付けるものです。
- 2 養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から1年以内に当該資格が必要な業務に従事し、引き続き5年間当該業務に従事した場合は、返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部又は一部が免除されることがあります。

（１）実施主体

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会（以下「県母連」という。）です。

（２）貸付対象者

母子及び父子並びに寡婦福祉法に定める高等職業訓練促進給付金（母子家庭高等職業訓練促進給付金及び父子家庭高等職業訓練促進給付金）の支給を受ける方で、養成機関を修了かつ資格を取得し、当該資格が必要な業務に従事しようとする方です。

保育士修学資金貸付事業、介護福祉士修学資金貸付制度を受けている方は、申請できません。

入学準備金については一般教育訓練給付金や専門実践教育訓練給付金等を受給する方及び自立支援教育訓練給付金事業を受けている方は、対象になりません。

※ 訓練促進給付金については、福祉事務所等にお問い合わせください。

- ・ 市にお住まいの方 各市の福祉事務所
- ・ 町村にお住まいの方

勝浦郡、名東郡、名西郡、板野郡 … 東部保健福祉局(徳島庁舎)

那賀郡、海部郡 … 南部総合県民局保健福祉環境部(美波庁舎)

美馬郡、三好郡 … 西部総合県民局保健福祉環境部(三好庁舎)

（３）貸付内容等

- ① 入学準備金 50万円以内
- ② 就職準備金 20万円以内

（４）資金の交付

貸付決定後、一括で指定の口座に振り込みます。

（５）連帯保証人及び貸付利子

原則として、連帯保証人が必要です。

連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な成年者で、原則として県内に居住していることが必要です。

貸付を希望する方が未成年の場合は、連帯保証人は法定代理人です。

連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は年 1 パーセントです。

連帯保証人は、貸付を受けた方が貸付金の返還を行わない場合は全ての返還債務を負担していただきます。

（６）訓練促進資金の返還免除・返還猶予

養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から 1 年以内に当該資格が必要な業務に従事し、引き続き 5 年間当該業務に従事した場合は、返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部又は一部が免除されます。

また、当該資格が必要な業務に従事している間は返還債務が猶予されることがあるなど、一定の事由に該当する場合は返還債務が猶予されます。

※ 詳しくは、県母連にお問い合わせください。

2 申込み等の手続き

（１）訓練促進資金の申込み

訓練促進資金の貸付

申請

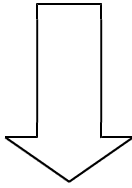
① 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（訓練促進資金）貸付申請書」に必要事項を記入し、添付書類と併せて県母連に提出してください。

○ 申請書類

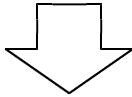
- ・ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（訓練促進資金）貸付申請書（様式第 1 号）

○ 添付書類

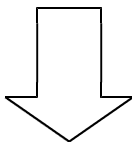
- ・ 世帯全員の住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの、発行後 3 ヶ月以内のもの）
- ・ 高等職業訓練促進給付金の支給を決定した通知書の写し
- ・ 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第 2 号）
- ・ 法定代理人が必要な場合は、法定代理人であることを証明する書類（法定代理人が未成年後見人の場合は戸籍謄本（発行後 3 ヶ月以内のもの））
- ・ 連帯保証人を立てる場合は、市町村長の証明する連帯保証人の所得証明書及び住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの、発行後 3 ヶ月以内のもの）
- ・ 入学準備金を申請する場合は、在学証明書
- ・ 就職準備金を申請する場合は、養成機関を修了したことを証明する書類（卒業証書の写し又は養成機関修了証明書）及び資格証明書の写し（養成機関の修了に関連する資格に限る）



貸付の選考及び決定



誓約書・借用証書等の提出



訓練促進資金の 交付

※ 貸付の申請期間は、原則として、入学準備金については高等職業訓練促進給付金の支給決定の通知を受けた日から30日以内、就職準備金については養成機関を修了し、かつ資格を取得した日から30日以内です。

② 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付選考委員会（以下「貸付選考委員会」という。）」に選考等について諮り、貸付の可否を決定します。

③ 選考の結果は、申請者に通知します。

④ 訓練促進資金の貸付が決定となった方は、県母連が定める期日までに、次の書類を提出してください。

- ・ 誓約書（様式第4号）
- ・ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（訓練促進資金）借用証書（様式第5号）
（借用証書には収入印紙を貼付してください。
印紙代は決定通知の際にお知らせします。）
- ・ 借受人の印鑑証明書
- ・ 法定代理人、連帯保証人を選任している場合は、法定代理人、連帯保証人の印鑑証明書
- ・ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金請求書（様式第6号）

※ 県母連が定める期日までに書類の提出がない場合は、訓練促進資金の借受を辞退したものとみなします。

⑤ 訓練促進資金は、口座振込により一括で交付します。

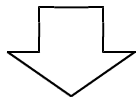
※ 訓練促進資金の貸付を辞退するときは、交付が行われるまでに、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金辞退届」（様式第15号）を県母連に提出してください。

(2) 養成機関在学時の手続き

在学証明書の提出

(毎年・4月)

- ① 当該年度の在学証明書（養成機関の長が証明したもの）を毎年4月15日までに県母連に提出してください。



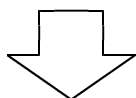
留年、休学、復学、
停学、転学、退学
したとき

- ② 借受人が、次の事項に該当したときは、直ちに県母連に届け出てください。

- ・ 養成機関を留年、休学、復学、転学、退学したときは、「留年・休学・復学・停学・転学・退学届」（様式第14号）を県母連に提出してください。
- ・ 停学又は退学の処分を受けたときは、「留年・休学・復学・停学・転学・退学届」（様式第14号）を県母連に提出してください。

高等職業訓練促進給
付金の支給決定が取
り消されたとき

- ・ 養成機関在学中の婚姻などにより、高等職業訓練促進給付金の支給決定が取り消されたときは、「高等職業訓練促進給付金支給決定取消届」（様式第16号）を県母連に提出してください。



貸付を辞退するとき

- ③ 退学等による理由を含め貸付を辞退するときは、直ちに「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金辞退届」（様式第15号）を提出するとともに、20日以内に「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書」（様式第7号）を県母連に提出してください。

県母連が返還方法等を決定し、通知しますので、期間内に返還してください。

貸付契約を解除され
た後も、引き続き当
該養成機関に在学し
ているとき

- ④ 高等職業訓練促進給付金の支給決定取消等により、貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成機関に在学しているときは「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書」（様式第10号）を県母連に提出してください。

(3) 養成機関卒業時の手続き

養成機関を修了し、かつ資格を取得した1年以内に当該資格が必要な業務に従事した場合には、返還の猶予、さらには5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなします。ただし、当該業務従事期間には算入しません。）当該業務に従事した場合には、貸し付けた訓練促進資金の全額を免除することができます。

※ 上記に該当しない場合は、貸し付けた訓練促進資金の全額又は一部を返還していただきます。

・ 卒業

・ 資格取得

・ 対象業務従事

・ 返還猶予申請

① 養成機関を卒業したときは直ちに「卒業届」（様式第12号）を県母連に提出してください。

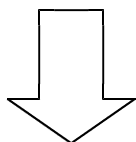
※ 卒業時に就職準備金を申請する場合は、この届出を省略することができます。

② 取得した資格の登録をしたときは直ちに「取得資格登録届」（様式第13号）を県母連に提出してください。

※ 就職準備金を申請する場合は、この届出を省略することができます。

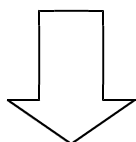
③ 資格を取得し、当該資格が必要な業務（以下「対象業務」という。）に従事した場合は、直ちに「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書」（様式第10号）と「対象業務従事届」（様式第17号）を県母連に提出してください。

（1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は、業務従事とは認められません。）



返還猶予決定

④ 県母連は審査を行い、その結果を申請者に通知します。



返還猶予期間中は毎年4月に対象業務従事届を提出

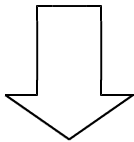
勤務先等に変更のあった都度に、対象業務従事届と対象業務従事期間証明書を提出

⑤ 対象業務に従事している期間は返還猶予となります。
返還猶予期間中は毎年4月15日までに、当該年度の4月1日における従事状況を「対象業務従事届」（様式第17号）により県母連に提出してください。

また、勤務先・従事する職種に変更のあった都度に、変更後の「対象業務従事届」（様式第17号）と変更前の「対象業務従事期間証明書」（様式第18号）を県母連に提出してください。

⑥ 休職・退職等となった場合は、返還を開始していただきます。（猶予できる場合もありますのでご相談ください。）

※ 5年間引き続き対象業務に従事されると、返還債務が申請により免除となります。



・ 返還免除申請
・ 返還免除決定
・ 借用証書の返還

⑦ 5年間引き続き対象業務に従事した後、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書」（様式第9号）に、対象期間中の業務従事先における「対象業務従事期間証明書」（様式第18号）を添付して県母連に提出してください。

⑧ 「貸付選考委員会」に審査について諮り、免除の可否を決定します。

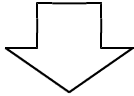
⑨ 審査の結果を申請者に通知し、返還免除が決定した場合は併せて「借用証書」をお返しします。

（４）貸付金の返還の手続き

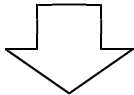
次の事項に該当した場合には、貸し付けた訓練促進資金を全額（一部免除された場合はその金額を除く。）返還していただくことになり、手続きを行っていただきます。

- ・ 養成機関の退学、高等職業訓練促進給付金の支給決定の取消など、貸付契約が解除された場合
- ・ 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に対象業務に従事しなかった場合
- ・ 対象業務に従事する意思がなくなった場合
- ・ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなった場合

**返還計画申請書の
提出**



貸付金の返還



借用証書の返還

- ① 返還となる理由が生じた日から20日以内に「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書」（様式第7号）を県母連に提出してください。

その後、県母連から返還方法等について通知します。

※ 連帯保証人とも返還計画の内容を確認しておいてください。

- ② 県母連が通知した返還方法により、県母連が指定した口座に送金していただきます。

なお、振込手数料ほか振込に係る一切の費用を負担していただきます。

- ③ 納付指定日を過ぎた場合は、返還すべき額に年3.0%の延滞利子を加算します。（延滞利子が、延滞利子を徴収する費用に満たない少額のときは、加算しない場合があります。）

- ④ 返還が完了した場合は、県母連がお預かりしている「借用証書」をお返しします。

（５）その他の手続き

**住所・氏名・勤務先等
を変更したとき
（届出内容に変更があ
ったとき）**

- ① 借受人、法定代理人又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先等に変更があったときは、直ちに「異動届」（様式第11号）を県母連に提出してください。

※ 借受人の変更が、勤務先の変更のみであって対象事業の場合は、「異動届」に代えて、変更後の「対象業務従事届」（様式第17号）と変更前の「対象業務従事期間証明書」（様式第18号）を県母連に提出してください。

**借受人が死亡した
とき**

- ② 借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は「借受人死亡届」（様式第19号）に事実を証明する書類を添えて、県母連に提出してください。

3 手続きに必要な提出書類

○ 入学準備金

【在学中】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金（訓練促進資金） 貸付申請書	様式第1号	貸付選考後、申請者に通知 しますので、通知時に県母 連が定める期日までに「貸 付が決定したとき」に必要 な書類を県母連に提出して ください。
	世帯全員の住民票の写し(マ イナンバーが記載されてい ないもの・発行後3ヶ月以 内のもの)		
	高等職業訓練促進給付金の 支給を決定した通知書の写 し		
	個人情報の取扱いに関する 同意書	様式第2号	
	在学証明書		
	(法定代理人が必要な場合) 法定代理人であることを証 明する書類（未成年後見人 の場合は戸籍謄本（発行後 3ヶ月以内のもの））		
	(連帯保証人を立てる場合) ・市町村長の証明する連帯 保証人の所得証明書 ・連帯保証人の住民票の写 し（マイナンバーが記載 されていないもの・発行 後3ヶ月以内のもの）		

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付が決定したとき	誓約書	様式第 4 号	
	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金（訓練促進資金） 借用証書	様式第 5 号	
	借受人の印鑑証明書		
	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金請求書	様式第 6 号	
	（法定代理人が必要な場合） 法定代理人の印鑑証明書		
	（連帯保証人を立てる場合） 連帯保証人の印鑑証明書		
在学証明書の提出	在学証明書		当該年度の在学証明書を毎年 4 月 1 5 日までに県母連に提出してください。

（２）貸付決定の後、変更がある場合、又は貸付が解除になった場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
借受人及び法定代理人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	異動届	様式第 1 1 号	
	（住所・氏名を変更した場合） 住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの・発行後 3 ヶ月以内のもの）		

事 項	提出書類	様 式	備 考
連帯保証人の変更	連帯保証人変更申請書	様式第 3 号	新連帯保証人の「個人情報 の取扱いに関する同意書(様 式第 2 号)」を添付してくだ さい。
	市町村長の証明する連帯保 証人の所得証明書		
	連帯保証人の印鑑証明書		
留年・休学・復学し たとき又は停学の処 分を受けたとき	留年・休学・復学・停学・ 転学・退学届	様式第 1 4 号	
転学したとき	留年・休学・復学・停学・ 転学・退学届	様式第 1 4 号	
	(転学後、他の養成機関で 修学している場合) ・ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還猶予申請書 ・在学証明書	様式第 1 0 号	
	(転学後、他の養成機関で 修学していない場合) ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	
退学したとき又は退 学の処分を受けたと き (貸付契約を解除 します)	留年・休学・復学・停学・ 転学・退学届	様式第 1 4 号	返還計画に基づき、返還方 法等について通知しますの で、指定する金融機関の口 座に振り込んでください。
	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	
貸付を辞退するとき (貸付契約を解除し ます)	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金辞退届	様式第 1 5 号	
	(貸付金を受領している場 合) ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	

事 項	提出書類	様 式	備 考
高等職業訓練促進給付金の支給決定の取消等により、貸付契約が解除となったとき	高等職業訓練促進給付金支給決定取消届	様式第 16 号	
	高等職業訓練促進給付金支給決定取消に係る文書の写し		
	(引き続き当該養成機関に在学している場合) ・ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書 ・在学証明書	様式第 10 号	猶予の可否について通知します。
	(当該養成機関に在学していない場合) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	返還計画に基づき、返還方法等について通知しますので、指定する金融機関の口座に振り込んでください。
死亡したとき(貸付契約を解除します)	借受人死亡届	様式第 19 号	親族又は連帯保証人は、県母連に直ちに提出してください。
	死亡診断書等、事実を確認できる書類		
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	

【卒業後】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
卒業したとき	卒業届	様式第 12 号	卒業時に就職準備金を申請する場合は、この届出を省略することができます。
	卒業証書の写し又は養成機関修了証明書		

事 項	提出書類	様 式	備 考
取得した資格を登録したとき	取得資格登録届	様式第 1 3 号	就職準備金を申請する場合は、この届出を省略することができます。
	登録証の写し		
借受人及び法定代理人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	異動届	様式第 1 1 号	借受人の変更が、勤務先の変更のみであって対象事業の場合は、「異動届」に代えて、変更後の「対象業務従事届」（様式第 1 7 号）と変更前の「対象業務従事期間証明書」（様式第 1 8 号）を県母連に提出してください。
	（住所・氏名を変更した場合） 住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの・発行後 3 ヶ月以内のもの）		
連帯保証人の変更	連帯保証人変更申請書	様式第 3 号	新連帯保証人の「個人情報の取扱いに関する同意書（様式第 2 号）」を添付してください。
	市町村長の証明する連帯保証人の所得証明書		
	連帯保証人の印鑑証明書		
貸付を辞退するとき （貸付契約を解除します）	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金辞退届	様式第 1 5 号	返還計画に基づき、返還方法等について通知しますので、指定する金融機関の口座に振り込んでください。
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	
貸付契約が解除となったとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	
死亡したとき（貸付契約を解除します）	借受人死亡届	様式第 1 9 号	親族又は連帯保証人は、県母連に直ちに提出してください。
	死亡診断書等、事実を確認できる書類		
	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
対象業務に従事したとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	様式第 10 号	返還猶予期間中は、当該年度の 4 月 1 日時点の従事状況を毎年 4 月 15 日までに県母連に提出してください。
	対象業務従事届	様式第 17 号	
他種の養成機関で修学しているとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	様式第 10 号	
	在学証明書		
現時点では対象業務に従事していないが、養成機関を修了かつ資格を取得した日から 1 年以内に対象業務に従事する意思があるとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	様式第 10 号	養成機関を修了かつ資格を取得した日から 1 年以内に対象業務に従事しなかったときは、返還の手続きをしてください。
やむを得ない理由で国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格しなかった場合で、翌年度の国家試験を受験する意思がある場合	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	様式第 10 号	翌年度も国家試験を受験できなかった場合又は国家試験に合格できなかった場合は、返還の手続きをしてください。
災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により対象業務に従事できないとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	様式第 10 号	
	医師の診断書、罹災証明書等、事実を確認できる書類		

（３）返還猶予の事由に変更があった場合、又は返還免除申請時に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
対象業務従事先を変更したとき	対象業務従事届（変更後）	様式第 17 号	返還猶予期間中は、当該年度の 4 月 1 日時点の従事状況を毎年 4 月 15 日までに県母連に提出してください。
	対象業務従事期間証明書（変更前）	様式第 18 号	
対象業務に従事していたが、災害・疾病等やむを得ない事由により、退職・離職したとき（対象業務に従事する意思あり）	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	様式第 10 号	
	異動届	様式第 11 号	
	対象業務従事期間証明書	様式第 18 号	
対象業務に従事していたが、災害・疾病等やむを得ない事由により、退職・離職したとき（今後、対象業務に従事する意思がなく、一部免除の申請をするとき）	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書	様式第 9 号	対象業務に 1 年以上従事した場合、返還債務の一部が免除になる場合があります。
	異動届	様式第 11 号	
	対象業務従事期間証明書	様式第 18 号	
対象業務に 5 年間引き続き従事したとき（訓練促進資金の返還免除に該当する場合）	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書	様式第 9 号	返還免除が決定されると借用証書が返還されます。
	対象業務従事期間証明書	様式第 18 号	

事 項	提出書類	様 式	備 考
対象業務に従事している期間中に、業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書	様式第 9 号	返還免除が決定されると借用証書が返還されます。 死亡した場合は、親族又は連帯保証人は「借受人死亡届」（様式第 1 9 号）を県母連に直ちに提出してください。
	死亡診断書、医師の診断書等、事実を確認できる書類		
業務外の理由による死亡又は障がいにより、訓練促進資金を返還できなくなったとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書	様式第 9 号	返還債務の全部又は一部が免除になる場合があります。 死亡した場合は、親族又は連帯保証人は「借受人死亡届」（様式第 1 9 号）を県母連に直ちに提出してください。
	死亡診断書、医師の診断書等、事実を確認できる書類		
	対象業務従事期間証明書	様式第 1 8 号	

（４）返還に至った場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還するとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	返還計画に基づき、返還方法等について通知しますので、指定する金融機関の口座に振り込んでください。
返還計画を変更するとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画変更申請書	様式第 8 号	返還計画変更の可否について通知しますので、通知された返還計画に基づき指定する金融機関の口座に振り込んでください。

○ 就職準備金

【養成機関の課程を修了し、資格を取得したとき】

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金（訓練促進資金） 貸付申請書	様式第1号	貸付選考後、申請者に通知 しますので、通知時に県母 連が定める期日までに「貸 付が決定したとき」に必要 な書類を県母連に提出して ください。
	世帯全員の住民票の写し（マ イナンバーが記載されてい ないもの・発行後3ヶ月以 内のもの）		
	高等職業訓練促進給付金の 支給を決定した通知書の写 し		
	個人情報の取扱いに関する 同意書	様式第2号	
	養成機関を修了したことを 証する書類（卒業証書の写 し又は養成機関修了証明書）		
	資格証明書の写し		
	（法定代理人が必要な場合）、 法定代理人であることを証 明する書類（未成年後見人 の場合は戸籍謄本（発行後 3ヶ月以内のもの））		
	（連帯保証人を立てる場合） ・ 市町村長の証明する連帯 保証人の所得証明書 ・ 連帯保証人の住民票の写 し（マイナンバーが記載 されていないもの・発行 後3ヶ月以内のもの）		

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を決定したとき	誓約書	様式第 4 号	
	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金（訓練促進資金） 借用証書	様式第 5 号	
	借受人の印鑑証明書		
	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金請求書	様式第 6 号	
	（法定代理人が必要な場合） 法定代理人の印鑑証明書		
	（連帯保証人を立てる場合） 連帯保証人の印鑑証明書		

【貸付決定後】

（１）必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
借受人及び法定代理人又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先等の変更	異動届	様式第 1 1 号	借受人の変更が、勤務先の変更のみであって対象事業の場合は、「異動届」に代えて、変更後の「対象業務従事届」（様式第 1 7 号）と変更前の「対象業務従事期間証明書」（様式第 1 8 号）を県母連に提出してください。
	（住所・氏名を変更した場合） 住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの・発行後 3 ヶ月以内のもの）		
連帯保証人の変更	連帯保証人変更申請書	様式第 3 号	新連帯保証人の「個人情報の取扱いに関する同意書（様式第 2 号）」を添付してください。
	市町村長の証明する連帯保証人の所得証明書		
	連帯保証人の印鑑証明書		

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を辞退するとき (貸付契約を解除します)	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金辞退届	様式第 1 5 号	返還計画に基づき、返還方法等について通知しますので、指定する金融機関の口座に振り込んでください。
	(貸付金を受領している場合) ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	
貸付契約が解除となったとき	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	
死亡したとき(貸付契約を解除します)	借受人死亡届	様式第 1 9 号	親族又は連帯保証人は、県母連に直ちに提出してください。
	死亡診断書等、事実を確認できる書類		
	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	

(2) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
対象業務に従事したとき	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還猶予申請書	様式第 1 0 号	返還猶予期間中は、当該年度の 4 月 1 日時点の従事状況を毎年 4 月 1 5 日までに県母連に提出してください。
	対象業務従事届	様式第 1 7 号	
他種の養成機関で修学しているとき	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還猶予申請書	様式第 1 0 号	
	在学証明書		

事 項	提出書類	様 式	備 考
現時点では対象業務に従事していないが、養成機関を修了かつ資格を取得した日から1年以内に対象業務に従事する意思があるとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	様式第10号	養成機関を修了かつ資格を取得した日から1年以内に対象業務に従事しなかったときは、返還の手続きをしてください。
災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により対象業務に従事できないとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	様式第10号	
	医師の診断書、罹災証明書等、事実を確認できる書類		

（３）返還猶予の事由に変更があった場合、又は返還免除申請時に提出するもの
 入学準備金と同じ

（４）返還に至った場合に提出するもの
 入学準備金と同じ

Ⅱ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）

1 住宅支援資金貸付の概要

【ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）の概要】

- 1 この資金は、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の入居している住居費を支援する貸付金で、原則12ヶ月以内の間、求職活動を行っているひとり親家庭の親に、無利子で貸し付けるものです。
- 2 期限内に就職等により要件を満たした場合は、返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部又は一部が免除されることがあります。

（１）実施主体

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会（以下「県母連」という。）です。

（２）貸付対象者

原則として、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている方（児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得の水準の場合を含む。）であって、「母子・父子自立プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている方です。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている方と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の方については対象です。

（３）貸付内容等

月額7万円以内（原則12ヶ月以内）

（４）資金の交付

貸付決定後、1ヶ月分毎に指定の口座に振り込みます。

なお、都合により3ヶ月分をまとめて振り込む場合があります。

（５）連帯保証人及び貸付利子

連帯保証人は、不要です。貸付利息は、無利子です。

（６）住宅支援資金の返還免除・返還猶予

現に修業していない方が住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職又は現に修業している方が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続した場合は、返還債務の全部を免除するほか、一定の事由に該当する場合は、返還債務の全部又は一部が免除、猶予されます。

※ 詳しくは、県母連にお問い合わせください。

2 申込み等の手続き

(1) 住宅支援資金の申込み

住宅支援資金の貸付

申請

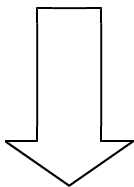
① 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）貸付申請書」に必要事項を記入し、添付書類と併せて県母連に提出してください。

○ 申請書類

- ・ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）貸付申請書（様式第1号の2）

○ 添付書類

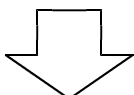
- ・ 世帯全員の住民票の写し（マイナンバーが記載されていないもの、発行後3ヶ月以内のもの）
- ・ 児童扶養手当認定通知書又は児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当の認定を受けていない場合は、世帯の所得が児童扶養手当支給水準であることを証明する書類）
- ・ 策定されたプログラムの写し
- ・ 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第2号）
- ・ 法定代理人が必要な場合は、法定代理人であることを証明する書類（法定代理人が未成年後見人の場合は戸籍謄本（発行後3ヶ月以内のもの））
- ・ 家賃等が確認出来る書類（管理費、共益費及び駐車料金等貸付対象費用が確認出来るもの）



貸付の選考及び決定

② 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付選考委員会（以下「貸付選考委員会」という。）」に選考等について諮り、貸付の可否を決定します。

③ 選考の結果は、申請者に通知します。



借用証書等の提出

④ 住宅支援資金の貸付が決定となった方は、県母連が定める期日までに、次の書類を提出してください。

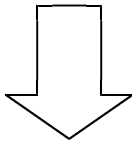
- ・ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）借用証書（様式第5号の2）

（借用証書には収入印紙を貼付してください。

印紙代は決定通知の際にお知らせします。）

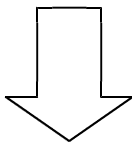
- ・ 借受人の印鑑証明書
- ・ 法定代理人を選任している場合は、法定代理人の印鑑証明書
- ・ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金請求書（様式第6号）

※ 県母連が定める期日までに書類の提出がない場合は、住宅支援資金の借受を辞退したものとみなします。



**住宅支援資金の交付
のための居住報告**

⑤ 毎月15日までに居住していることを県母連へ報告してください。



**住宅支援資金の
交付**

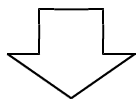
⑥ 住宅支援資金は、居住していることを確認した上で1ヶ月分毎に指定の口座に振り込みます。

なお、都合により3ヶ月分をまとめて振り込む場合があります。

(2) 求職・転職活動中の手続き

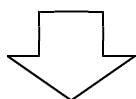
プログラムの提出

- ① 住宅支援資金の貸付対象期間内にプログラムの支援期間が終了する場合は、新たなプログラムを速やかに県母連に提出してください。



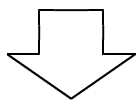
住宅支援資金 の貸付けの目的を 達する見込みがな くなった場合

- ② 借受人が、次の事項に該当したときは、直ちに県母連に届け出てください。
- ・ 求職・転職活動を中止した。(プログラムの未策定を含む)
 - ・ 婚姻等によりひとり親家庭の要件を満たさなくなった
 - ・ 転居等により当該借家に居住しなくなった



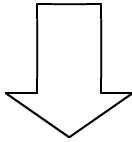
貸付を辞退するとき

- ③ 婚姻等による理由を含め貸付を辞退するときは、直ちに「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金辞退届」(様式第15号)を提出するとともに、20日以内に「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書」(様式第7号)を県母連に提出してください。
- 県母連が返還方法等を決定し、通知しますので、期間内に返還してください。



返還猶予

- ⑤ 災害、疾病、負傷等による場合は、返還猶予となります。
- 「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書」(様式第10号)に医師の診断書等必要書類を付けて県母連に提出してください。



- ・ 返還免除申請
- ・ 返還免除決定
- ・ 借用証書の返還

- ⑥ 住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職又は高い所得が見込まれる転職等を行い、1年間引き続き就業を継続した場合、申請により返還免除となります。
- ⑦ 1年間引き続き対象業務に従事した後、「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書」(様式第9号)を県母連に提出してください。
- ⑧ 「貸付選考委員会」に審査について諮り、免除の可否を決定します。
- ⑨ 審査の結果を申請者に通知し、返還免除が決定した場合は併せて「借用証書」をお返しします。

(4) 貸付金の返還の手続き

次の事項に該当した場合には、貸し付けた住宅支援資金を全額（一部免除された場合はその金額を除く。）返還していただくことになり、手続きを行っていただきます。

- ・ 求職・転職活動を行う意思がなくなった場合（プログラム未策定の場合を含む）
- ・ 住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき
- ・ 貸付終了後、1年が経過した場合
- ・ 業務以外の事由により死亡し、又は心身の故障により従事出来ない場合
- ・ その他、貸付の目的を達成する見込みがなくなった場合

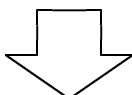
返還計画申請書の

提出

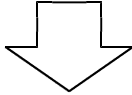
- ① 返還となる理由が生じた日から20日以内に「ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書」(様式第7号)を県母連に提出してください。

その後、県母連から返還方法等について通知します。

※ 連帯保証人とも返還計画の内容を確認しておいてください。



貸付金の返還



借用証書の返還

② 県母連が通知した返還方法により、県母連が指定した口座に送金していただきます。

なお、振込手数料ほか振込に係る一切の費用を負担していただきます。

③ 納付指定日を過ぎた場合は、返還すべき額に年3.0%の延滞利子を加算します。(延滞利子が、延滞利子を徴収する費用に満たない少額のときは、加算しない場合があります。)

④ 返還が完了した場合は、県母連がお預かりしている「借用証書」をお返しします。

(5) その他の手続き

住所・氏名・勤務先等を変更したとき
(届出内容に変更があったとき)

① 借受人及び法定代理人の住所、氏名、勤務先等に変更があったときは、直ちに「異動届」(様式第11号)を県母連に提出してください。

借受人が死亡したとき

② 借受人が死亡したときは、その親族又は「借受人死亡届」(様式第19号)に事実を証明する書類を添えて、県母連に提出してください。

3 手続きに必要な提出書類

○ 住宅支援資金

(1) 必ず提出しなければならないもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付を申請するとき	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金（住宅支援資金） 貸付申請書	様式第 1 号 の 2	貸付選考後、申請者に通知 しますので、通知時に県母 連が定める期日までに「貸 付が決定したとき」に必要 な書類を県母連に提出して ください。
	世帯全員の住民票の写し(マ イナンバーが記載されてい ないもの・発行後 3 ヶ月以 内のもの)		
	児童扶養手当認定通知書又 は児童扶養手当証書の写し (児童扶養手当の認定を受 けていない場合は、世帯の 所得が児童扶養手当支給水 準であることを証明する書 類)		
	策定されたプログラムの写 し		
	個人情報の取扱いに関する 同意書	様式第 2 号	
	(法定代理人が必要な場合) 法定代理人であることを証 明する書類（未成年後見人 の場合は戸籍謄本（発行後 3 ヶ月以内のもの）)		
	家賃等が確認出来る書類(管 理費、共益費及び駐車料金 等貸付対象費用が確認出来 るもの)		

事 項	提出書類	様 式	備 考
貸付が決定したとき	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金（住宅支援資金） 借用証書	様式第 5 号 の 2	1 ヶ月分毎に請求書が必要 であり 1 2 枚提出していただきます。
	借受人の印鑑証明書		
	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金請求書	様式第 6 号	
	（法定代理人が必要な場合） 法定代理人の印鑑証明書		
求職・転職活動を証 する書面の提出	プログラムの写し		貸付期間内に当該プログラ ムの支援期間が終了する場 合

（２）貸付決定の後、変更がある場合、又は貸付が解除になった場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
借受人及び法定代理 人の住所・氏名・勤 務先等の変更	異動届	様式第 1 1 号	
	（住所・氏名を変更した場 合） 住民票の写し（マイナンバー が記載されていないもの・ 発行後 3 ヶ月以内のもの）		
貸付を辞退するとき （貸付契約を解除し ます）	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金辞退届	様式第 1 5 号	
	（貸付金を受領している場 合） ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	

事 項	提出書類	様 式	備 考
死亡したとき(貸付契約を解除します)	借受人死亡届	様式第 1 9 号	親族は、県母連に直ちに提出してください。
	死亡診断書等、事実を確認できる書類		

(3) 返還猶予を希望する場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
災害、疾病、負傷その他やむを得ない事由により求職活動又は就業ができないとき	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書	様式第 1 0 号	
	医師の診断書、罹災証明書等、事実を確認できる書類		

(4) 返還免除申請時に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職又は高い所得が見込まれる転職等を行い、1年間引き続き就業を継続したとき(住宅支援資金の返還免除に該当する場合)	ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書	様式第 9 号	返還免除が決定されると借用証書が返還されます。

(4) 返還に至った場合に提出するもの

事 項	提出書類	様 式	備 考
返還するとき	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還計画申請書	様式第 7 号	返還計画に基づき、返還方法等について通知しますので、指定する金融機関の口座に振り込んでください。
返還計画を変更するとき	ひとり親家庭高等職業訓練 促進資金返還計画変更申請書	様式第 8 号	返還計画変更の可否について通知しますので、通知された返還計画に基づき指定する金融機関の口座に振り込んでください。

Ⅲ ひとり親家庭高等職業訓練資金（資料編）

- 公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程

（目的）

第1条 この規程は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会（以下「本会」という。）が実施するひとり親家庭高等職業訓練促進資金の訓練促進資金及び住宅支援資金の貸付にかかる事務手続等について規定し、もって事業の適正かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（貸付の申請）

第2条 訓練促進資金の貸付を受けようとする者（以下「訓練促進資金の申請者」という。）又は住宅支援資金の貸付を受けようとする者（以下「住宅支援資金の申請者」という。）は、貸付を受けるための申請書を公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会会長（以下「会長」という。）に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第3条 訓練促進資金の申請者は、原則として連帯保証人を立てるものとする。

- 2 前項の連帯保証人は、独立の生計を営む身元確実な成年者で、原則として県内に居住する者でなければならない。この場合において、訓練促進資金の申請者が未成年であるときは、連帯保証人は法定代理人でなければならない。
- 3 訓練促進資金の申請者又は訓練促進資金の貸付を受けた者（以下「訓練促進資金の借受人」という。）が、連帯保証人を変更しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

（貸付選考委員会）

- 第4条 会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付に当たって、貸付を受けようとする者の選考に係る事項等についての審議を行うためにひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付選考委員会（以下「貸付選考委員会」という。）を設置する。
- 2 貸付選考委員会に係る必要な事項は、別に定める。

（選考結果の通知）

第5条 会長は、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付の可否を決定したときは、その旨を貸付申請者に通知するものとする。

（誓約書及び借用証書）

- 第6条 前条による貸付決定通知を受けた貸付申請者は、本会が定める期日までに、誓約書（訓練促進資金の申請者に限る）及び借用証書を会長に提出しなければならない。
- 2 前項の期日までに誓約書及び借用証書を提出しない者は、訓練促進資金又は住宅支援資金の借受を辞退したものとみなす。

(訓練促進資金又は住宅支援資金の交付)

第7条 会長は、訓練促進資金に関する前条第1項による書面の提出があったときは、貸付決定に基づく訓練促進資金を一括で交付するものとする。

2 会長は、住宅支援資金に関する前条第1項による書面の提出があったときは、貸付決定に基づく住宅支援資金を原則として毎月交付するものとする。

(貸付契約の解除)

第8条 会長は、訓練促進資金の借受人が別に定める事項に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

2 会長は、住宅支援資金の借受人が別に定める事項に該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

3 会長は、前二項により貸付契約の解除を行ったときは、別に定める日及び方法により貸付を行った訓練促進資金又は住宅支援資金について当該借受人に対し返還を求めるものとする。

(返還)

第9条 訓練促進資金又は住宅支援資金の返還は、月賦又は半年賦の方法によるものとする。ただし、繰上返還をすることを妨げない。

2 訓練促進資金又は住宅支援資金を返還する場合は、その事由が生じた日の属する月の翌月から、5年を上限として返還するものとする。

(免除の申請等)

第10条 返還債務の免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、訓練促進資金又は住宅支援資金に係る免除の申請書に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項による免除の申請があったときは、その可否を決定しその旨を免除申請者に通知するものとする。

(猶予の申請等)

第11条 返還債務の猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、訓練促進資金又は住宅支援資金に係る猶予の申請書に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項による猶予の申請があったときは、その可否を決定しその旨を猶予申請者に通知するものとする。

(届出義務)

第12条 訓練促進資金の借受人は、次に掲げる事情が生じた場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。

(1) 借受人及び法定代理人又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。

(2) 借受人が卒業したとき。

(3) 借受人が取得した資格の登録をしたとき。

- (4) 借受人が留年、休学、復学、転学又は退学したとき。
 - (5) 借受人が停学又は退学の処分を受けたとき。
 - (6) 借受人が訓練促進資金の貸付を辞退するとき。
 - (7) 借受人の母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金の支給決定が取り消されたとき。
 - (8) 借受人が、県内において、訓練促進資金貸付の対象となる養成機関を修了し、かつ取得した資格が必要な業務に従事したとき、又は業務従事先を変更したとき。
- 2 住宅支援資金の借受人は、別に定める事項に該当する場合には、その旨を直ちに会長に届け出なければならない。
- 3 前二項の借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は事実を証明する書面を添えて、その旨を直ちに会長へ届け出なければならない。
- 4 第1項から第3項までの届出は、借り受けた訓練促進資金又は住宅支援資金に係る債務が消滅したときは、この限りではない。

（実施細目）

第13条 この規程に定めるもののほか、訓練促進資金又は住宅支援資金の貸付に関し必要な事項は別に定める。

附 則

1 この規程は、平成28年10月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和3年8月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

1 この規程は、令和6年8月1日から適用する。

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程（以下「規程」という。）の施行について必要な事項を定める。

(貸付対象者)

第2条 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（以下「訓練促進資金」という。）貸付の対象となる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下「法」という。）第31条第2号に規定する母子家庭高等職業訓練促進給付金及び法第31条の10において準用する法第31条第2号に規定する父子家庭高等職業訓練促進給付金（以下「高等職業訓練促進給付金」という。）の支給を受ける者
- (2) 養成機関の課程を修了後、資格を取得し、当該資格が必要な業務に従事しようとする者
- (3) 保育士修学資金貸付事業、介護福祉士修学資金貸付制度を受けていない者
- (4) 入学準備金については、一般教育訓練給付金や専門実践教育訓練給付金・自立支援教育訓練給付金を受給していない者

2 住宅支援資金の貸付の対象となる者は、原則として児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けている者（児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得の水準の場合を含む。）であって、「母子・父子自立プログラム策定事業の実施について」（平成26年9月30日雇児発0930第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）に基づく母子・父子自立支援プログラム（以下「プログラム」という。）の策定を受けている者とする。なお、所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても1年以内の者については対象とする。

(訓練促進資金の種類及び貸付額)

第3条 訓練促進資金は、高等職業訓練促進給付金の支給を受ける者に貸し付ける入学準備金及び養成機関の課程を修了し、資格を取得した場合に貸し付ける就職準備金とし、貸付額は、入学準備金については500,000円以内とし、就職準備金については200,000円以内とする。

2 住宅支援資金は、自立に向けて意欲的に取り組んでいる者の住居費支援として貸し付ける資金とし、貸付額は、家賃の実費（月額7万円を上限）として原則12か月の範囲内とする。

(貸付方法及び利子)

第4条 訓練促進資金及び住宅支援資金は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会会長（以下「会長」という。）と貸付対象者との契約により貸し付けるものとする。

2 訓練促進資金の貸付利子は、連帯保証人を立てる場合は無利子とし、連帯保証人を立てない場合は、返還の債務の履行猶予期間中は無利子とし、履行猶予期間経過後はその利率を年1.0パーセントとする。

3 住宅支援資金の貸付利子は、無利子とする。

(貸付の申請)

第5条 訓練促進資金の貸付を受けようとする者（以下「訓練促進資金の申請者」という。）は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（訓練促進資金）貸付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて会長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に定める個人番号が記載されていないものに限る。）
- (2) 高等職業訓練促進給付金の支給を決定した通知書の写し
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第2号）
- (4) 法定代理人が必要な場合は、法定代理人であることを証明する書類
- (5) 連帯保証人を立てる場合は、市町村長の証明する連帯保証人の所得証明書及び住民票の写し（番号法に定める個人番号が記載されていないものに限る。）
- (6) 入学準備金を申請する場合は、在学証明書
- (7) 就職準備金を申請する場合は、養成機関を修了したことを証明する書類及び資格証明書（養成機関の修了に関連する資格に限る）の写し

2 前項による貸付の申請は、原則として、次の各号に掲げる期日までに会長に提出しなければならない。但し、平成28年度については、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会（以下「本会」という。）が別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

- (1) 入学準備金については、高等職業訓練促進給付金の支給決定の通知を受けた日から起算して30日以内とする。
- (2) 就職準備金については、養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から起算して30日以内とする。

3 住宅支援資金の貸付けを受けようとする者（以下「住宅支援資金の申請者」という。）は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）貸付申請書（様式第1号の2）に次の各号に掲げる書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 世帯全員の住民票の写し（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）に定める個人番号が記載されていないものに限る。）
- (2) 児童扶養手当認定通知書又は児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当の認定を受けていない場合は、世帯の所得が児童扶養手当支給水準であることを証明する書類）
- (3) 策定されたプログラムの写し
- (4) 個人情報の取扱いに関する同意書（様式第2号）
- (5) 法定代理人が必要な場合は、法定代理人であることを証明する書類
- (6) 家賃等が確認出来る書類（管理費、共益費及び駐車料金等貸付対象費用が確認出来るもの）

4 前項の規定による貸付の申請は、プログラムの支援期間内に行わなければならない。

(連帯保証人)

第6条 連帯保証人は、訓練促進資金の貸付を受けた者（以下「訓練促進資金の借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条の規定に

よる延滞利子を包含するものとする。

- 2 訓練促進資金の借受人が連帯保証人を変更しようとするときは、連帯保証人変更申請書（様式第3号）を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

（選考及び決定）

第7条 会長は、貸付申請者から第5条の申請書等の提出があったときは、規程第4条に定めるひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付選考委員会（以下「貸付選考委員会」という。）に諮り選考するものとする。

- 2 会長は、前項による選考の結果を貸付申請者に通知するものとする。

（貸付に係る契約等）

第8条 訓練促進資金の貸付決定を受けた者は、本会が定める期日までに、次の書類を会長に提出しなければならない。

（1）誓約書（様式第4号）

（2）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（訓練促進資金）借用証書（様式第5号）

（3）借受人、法定代理人及び連帯保証人の印鑑証明書（法定代理人及び連帯保証人にあつては選任している場合に限る。）

（4）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金請求書（様式第6号）

- 2 住宅支援資金の貸付決定を受けた者は、本会が定める期日までに、次の書類を会長に提出しなければならない。

（1）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）借用証書（様式第5号の2）

（2）住宅支援資金の借受人及び法定代理人の印鑑証明書（法定代理人にあつては法定代理人が必要な場合に限る。）

（3）ひとり親家庭高等職業訓練促進資金請求書（様式第6号）

- 3 前二項の期日までに書類の提出がない場合は、訓練促進資金又は住宅支援資金の借受を辞退したものとみなす。

（訓練促進資金及び住宅支援資金の交付）

第9条 会長は、訓練促進資金の貸付金の交付は、一括で行うものとし、訓練促進資金の貸付決定を受けた者の名義の口座へ振り込むものとする。

- 2 会長は、住宅支援資金の貸付金の交付は、原則として、毎月交付するものとし、住宅支援資金の貸付決定を受けた者の名義の口座へ振り込むものとする。ただし、事務負担等の実情に応じて、四半期に1回程度の交付とすることができるものとする。

（貸付契約の解除）

第10条 会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するときは当該借受人との貸付契約を解除するものとする。

（1）退学したとき。

（2）心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなつたと認められるとき。

（3）貸付契約の解除を申し出たとき。

（4）死亡したとき。

（5）高等職業訓練促進給付金の支給決定が取り消されたとき。

（6）その他訓練促進資金の貸付の目的を達成する見込みがなくなつたと認められる

とき。

- 2 会長は、住宅支援資金の貸付を受けた者（以下「住宅支援資金の借受人」という。）が次のいずれかに該当するときは、当該借受人との貸付契約を解除するものとする。
 - （１）貸付契約の解除を申し出たとき。
 - （２）死亡したとき
 - （３）その他住宅支援資金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（返還）

第 1 1 条 訓練促進資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。）には、その事由が生じた日の属する月の翌月から起算して 5 年を上限として（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間とする。）返還しなければならない。

- （１）訓練促進資金の貸付契約が解除されたとき。
 - （２）養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から 1 年以内に当該資格が必要な業務に従事しなかったとき。
 - （３）前号に定める業務に従事する意思がなくなったとき。
 - （４）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 2 住宅支援資金の借受人が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その事由が生じた日の属する月の翌月から起算して 5 年を上限として（返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間とを合算した期間とする。）返還しなければならない。
 - （１）住宅支援資金の貸付契約が解除されたとき。
 - （２）貸付終了後、1 年が経過したとき。
 - （３）業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- 3 前二項の規定により、訓練促進資金又は住宅支援資金を返還しなければならない者は、その理由が生じた日（第 1 3 条の規定による返還の債務の裁量免除を申請した者にあつては、その申請に対する決定の通知を受けた日）から起算して 2 0 日以内にひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書（様式第 7 号）を会長に提出しなければならない。ただし、正当な理由なく期日までに提出がない場合は、会長が返還方法等を決定するものとする。
- 4 会長は、前項の返還計画に基づき、返還方法等を決定し、借受人及び連帯保証人（連帯保証人を選任している場合に限る。）に通知するものとする。
- 5 前項のひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還通知を受けた者は、返還方法を変更しようとするときは、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画変更申請書（様式第 8 号）を会長に提出して、その承認を受けなければならない。
- 6 訓練促進資金又は住宅支援資金の返還に係る振込手数料ほか振込に係る一切の費用については、借受人の負担とする。

（返還債務の当然免除）

第 1 2 条 訓練促進資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返

還債務を免除を受けることができるものとする。

(1) 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から1年以内に当該資格が必要な業務に従事し、5年間引き続き（他種の養成機関等における修学、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

(2) 前号に定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

2 住宅支援資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、返還債務の免除を受けることができるものとする。

(1) 現に修業していない者が住宅支援資金の貸付けを受けた日から1年以内に就職又は現に修業している者が住宅支援資金による貸付けを受けた日から1年以内にプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により就業できなかった場合は、引き続き就業しているものとみなす。ただし、当該就業期間には算入しない。）を継続したとき。

(2) 前号に定める就業期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(返還債務の裁量免除)

第13条 会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該各号に定める範囲内で返還債務を免除できるものとする。

(1) 死亡、又は障がいにより貸付を受けた訓練促進資金を返還することができなくなったとき。

返還債務の額（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）の全部又は一部

(2) 長期間所在不明となっている場合等訓練促進資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上を経過したとき。

返還債務の額の全部又は一部

(3) 第12条第1号に定める業務に従事したとき。

返還債務の額の一部

2 会長は、住宅支援資金の借受人が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、住宅支援資金の返還の債務（既に返還を受けた金額を除く。以下同じ。）を当該各号に定める範囲内において、免除することができるものとする。

(1) 死亡、又は障がいにより貸付を受けた住宅支援資金を返還することができなくなったときは、返還の債務の額の全部。（相続人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）

(2) 長期間所在不明となっている場合等、住宅支援資金を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還の債務の額の全部。（相続人へ請求を行ってもなお、返還が困難であるなど、真にやむを得ない場合に限る。）

(返還債務の免除申請及び決定)

第14条 第12条に定める返還債務の当然免除及び第13条に定める返還債務の裁量

免除を受けようとする者（以下「免除申請者」という。）は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書（様式第9号）に免除を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項による免除の申請があったときは、貸付選考委員会に諮り審査するものとする。
- 3 会長は、前項による審査の結果を免除申請者に通知するものとする。

（返還債務の当然猶予）

第15条 会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、訓練促進資金の返還債務の履行を猶予するものとする。

- （1）訓練促進資金の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成機関に在学しているとき。
- （2）当該養成機関を卒業後さらに他種の養成機関において修学しているとき。

（返還債務の裁量猶予）

第16条 会長は、訓練促進資金の借受人が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない訓練促進資金の返還債務の履行を猶予できるものとする。

- （1）第12条第1号に定める業務に従事しているとき。
 - （2）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 2 会長は、住宅支援資金の借受人が次のいずれかに該当する場合には、当該掲げる事由が継続する期間、履行期限の到来していない住宅支援資金の返還の債務の履行を猶予することができるものとする。
 - （1）第12条第2項第1号に定める業務に従事しているとき。
 - （2）災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

（返還債務の履行猶予申請及び決定）

第17条 第15条に定める返還債務の当然猶予及び第16条に定める返還債務の裁量猶予を受けようとする者（以下「猶予申請者」という。）は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書（様式第10号）に猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて会長に提出しなければならない。

- 2 会長は、前項による猶予の申請があったときは、審査の上、その結果を猶予申請者に通知するものとする。

（延滞利子）

第18条 会長は、訓練促進資金の借受人又は住宅支援資金の借受人が正当な理由がなく、返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき額につき年3.0パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

- 2 会長は、前項の利子が払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権として調定しないことができる。

(勤務期間の計算)

第19条 訓練促進資金の返還債務の裁量免除額の算定の基礎となる勤務期間の計算は、第12条第1項第1号に定める業務に従事した年数を5で除した数値とする。

(報告義務)

第20条 訓練促進資金の借受人は、毎年4月15日までに養成機関の長が発行する当該年度の在学証明書を会長に提出しなければならない。

2 住宅支援資金の借受人は、毎月15日までに貸付対象となっている住居に引き続き居住していることを確認できる書類を会長に提出しなければならない。

(届出義務)

第21条 訓練促進資金の借受人は、規程第12条第1項に該当したときは、直ちにその旨を次により会長に届け出なければならない。

(1) 借受人及び法定代理人又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。

異動届(様式第11号)

なお、第9号に該当する場合であって、勤務先の変更のみであるときは、この届出を省略できるものとする。

(2) 卒業したとき。

卒業届(様式第12号)

なお、就職準備金を申請する場合は、この届出を省略できるものとする。

(3) 取得した資格の登録をしたとき。

取得資格登録届(様式第13号)

なお、就職準備金を申請する場合は、この届出を省略できるものとする。

(4) 留年、休学、復学、転学又は退学したとき。

留年・休学・復学・停学・転学・退学届(様式第14号)

(5) 停学又は退学の処分を受けたとき。

留年・休学・復学・停学・転学・退学届(様式第14号)

(6) 訓練促進資金の貸付を辞退するとき。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金辞退届(様式第15号)

(7) 高等職業訓練促進給付金の支給決定が取り消されたとき。

高等職業訓練促進給付金支給決定取消届(様式第16号)

(8) 第12条第1号に定める業務に従事したとき。

対象業務従事届(様式第17号)

なお、対象業務従事届は、毎年4月15日までに、当該年度の4月1日における従事状況を会長に届け出なければならない。

(9) 第12条第1号に定める業務の従事先を変更したとき。

変更後の対象業務従事届(様式第17号)

変更前の対象業務従事期間証明書(様式第18号)

2 規程第12条第2項に規定する別に定める事項は次のとおりとし、住宅支援資金の借受人は、次の各号に該当したときは、直ちにその旨を次により会長に届け出なければならない。

(1) 借受人及び法定代理人又は連帯保証人の住所、氏名、勤務先その他の重要な事項に変更があったとき。

異動届（様式第 1 1 号）

（２）住宅支援資金の貸付を辞退するとき。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金辞退届（様式第 1 5 号）

- 3 訓練促進資金又は住宅支援資金の借受人が死亡したときは、その親族又は連帯保証人は借受人死亡届（様式第 1 9 号）に事実を証明する書類を添えて直ちに会長に届け出なければならない。

（その他）

第 2 2 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（附則）

この要綱は、平成 2 8 年 1 0 月 1 7 日から施行し、平成 2 8 年 4 月 1 日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和 3 年 8 月 1 9 日から施行し、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和 6 年 8 月 1 日から適用する。

（附則）

この要綱は、令和 7 年 5 月 9 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

なお、改正の期日までに行われた申請等については、従前の例による。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(訓練促進資金)貸付申請書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

私は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱第 5 条の規定により、訓練促進資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

①貸付申請者 氏名	フリガナ				生年月日 性 別	昭和・平成 年 月 日生 男・女 (満 歳)
②現住所	(〒 —)				電話 (—) 携帯 —	—
③養成機関の 住所	(〒 —)				電話 (—) —	
④養成機関の 名称・学部等					入 学 年 月	年 月
					卒業 (予定) 年月	令和 年 月
⑤取得した資格 (就職準備金のみ)						
⑥ 借用希望 種別・金額 (該当する番号 に○)	1 入学準備金 (50 万円以内) _____ 円 2 就職準備金 (20 万円以内) _____ 円					
⑦他の給付金・ 貸付金の申込 (又は借受) の有無 (該当する項目 に○)	1 専門実践教育訓練給付金 有 無 2 自立支援教育訓練給付金 有 無 3 保育士修学資金貸付金 有 無 4 介護福祉士等修学資金貸付金 有 無					
⑧生計を一つに する家族状況 (申請者も含 む)	氏 名	続柄	年齢	同居・別居	勤務先・学校名	
		申請者				

上記の貸付申請に対し、同意します。

(※法定代理人が存在する場合のみ以下に記入すること。)

令和 年 月 日

法定代理人
住所

氏名

(※連帯保証人が存在する場合のみ以下に記入すること。)

連 帯 保 証 人			
令和 年 月 日 私は、上記の貸付申請者が貸付を受けるひとり親家庭高等職業訓練促進資金の返還の債務について、連帯して保証します。			
フリガナ		性 別	男 ・ 女
氏 名	⑨	生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)
申請者との 関係			
現 住 所	(〒 —)		
電話番号		携帯電話	
勤務先名 (部署名、担当まで記入)			
勤務先住所	(〒 —)		

(必要添付書類)

- (1) 世帯全員の住民票の写し (マイナンバーが記載されていないもの・発行後3ヶ月以内のもの)
- (2) 高等職業訓練促進給付金の支給を決定した通知書の写し
- (3) 個人情報の取扱いに関する同意書 (様式第2号)
- (4) 法定代理人が必要な場合は、法定代理人であることを証明する書類 (未成年後見人の場合は戸籍謄本・発行後3ヶ月以内のもの)
- (5) 連帯保証人を立てる場合は、市町村長の証明する連帯保証人の所得証明書及び住民票の写し (マイナンバーが記載されていないもの・発行後3ヶ月以内のもの)
- (6) 入学準備金を申請する場合は、在学証明書
- (7) 就職準備金を申請する場合は、養成機関を修了したことを証明する書類及び資格証明書の写し (養成機関の修了に関連する資格に限る。)

※ 専門実践教育訓練給付金を受給する方及び保育士修学資金貸付金、介護福祉士修学資金貸付金を受ける方は申請できません。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金(住宅支援資金)貸付申請書

年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

私は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱第5条の規定により、訓練促進資金の貸付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

①貸付申請者 氏名	フリガナ -----		生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)	
②現住所	(〒 —)			電話 () — 携帯 () —	
③家族住所	(〒 —) ※家族住所は、本人が家族と別居している場合のみ記入すること。			電話 () — 携帯 () —	
④現在他に受けている給付金・貸付金	有 (名称 : / 金額 円) 無 ※住居確保給付金等家賃に関するものを記載ください。				
⑤貸付希望金額	住宅支援資金 円 × か月 = 円 (上限は 70,000 円 × 12 か月 = 840,000 円です。)				
⑥自立支援プログラム策定日	令和 年 月 日				
⑦現在の職業 (どちらかにチェック)	☐ 就職活動中 ☐ 在職中 (雇用形態 : / 月収 円)				
⑧生計を一つにする家族状況 (申請者も含む)	氏 名	続柄	年齢	同居・別居	勤務先・学校名
		申請者			

上記の貸付申請に対し、同意します。
(※法定代理人が存在する場合のみ以下に記入すること。)

年 月 日

法定代理人
住所

氏名

個人情報の取扱いに関する同意書

1 個人情報の利用目的

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会（以下「本会」という。）は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業（以下「本事業」という。）を適正かつ円滑に運用することを目的に、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を受けた者の修学状況や卒業後の業務従事状況のほか、生活状況を含めた所在状況を把握するため、個人情報を収集、利用します。

2 個人情報の利用、提供について

本事業において個人情報を利用する場合は、1で定める利用目的の範囲内で、本会が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、以下に掲げる第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

- (1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付選考委員会
- (2) 国、徳島県又は徳島県内の各市町村等の行政機関
- (3) 地区母子寡婦福祉連合会
- (4) 修学中又は卒業した養成機関（訓練促進資金貸付の場合のみ）
- (5) 業務従事先
- (6) 連帯保証人（訓練促進資金貸付の場合のみ）
- (7) 各種金融機関
- (8) 司法機関、弁護士及び司法書士等の法律家
- (9) その他の関係機関

私は、本事業の利用に伴い、提出書類に記載した個人情報について、上記のとおり取り扱われることに同意します。

令和 年 月 日

貸付申請者

氏名 _____ ⑩

法定代理人（貸付申請者が未成年者等の場合）

氏名 _____ ⑩

連帯保証人

氏名 _____ ⑩

連帯保証人変更申請書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

連帯保証人の変更について、承認を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

借受人
借受人番号
住所

氏名 ⑩

法定代理人
住所

氏名 ⑩

1 旧連帯保証人 住所
氏名

2 変更の理由

3 新連帯保証人

フリガナ		性 別	男 ・ 女
氏 名		生年月日	昭和・平成 年 月 日生 (満 歳)
申請者との関係			
現住所	〒		
電話番号		携帯電話	
勤務先名 (部署名、担当 まで記入)			
勤務先住所	〒		

連帯保証書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

新連帯保証人 住所
氏名 ⑩

私は、下記の借用に係る返還債務について、借受人と連帯して保証します。

入学準備金 円 (借入年月日 年 月 日)
就職準備金 円 (借入年月日 年 月 日)

※ 新連帯保証人の所得証明書及び印鑑証明書を添付してください。

誓 約 書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

(入学準備金の場合)

私は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱の規定に従い、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の対象となる養成機関を修了し、かつ資格を取得し、当該資格が必要な業務に従事することを誓います。

(就職準備金の場合)

私は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱の規定に従い、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付の対象となる養成機関の修了に関連する資格が必要な業務に従事することを誓います。

申請者

住所

氏名

㊞

私は、上記の誓約に同意します。

法定代理人

住所

氏名

㊞

私は、上記申請者の連帯保証人として、申請者に誓約どおり履行させるとともに、申請者の債務の一切を連帯して保証します。

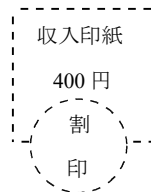
連帯保証人

住所

氏名

㊞

※ 借受人又は法定代理人及び連帯保証人の印鑑は借用証書に使用したものと同一ものを使用してください。



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（訓練促進資金）借用証書

令和 年 月 日

公益財団法人

徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

私は、次のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金（訓練促進資金）を借用しました。この資金は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程及び公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱の規定に従い、返還します。

借受人

住所

氏名

印

次の借用に対し、同意します。

法定代理人

住所

氏名

印

次の借用に係る返還債務について、借受人と連帯して保証します。

連帯保証人

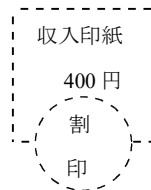
住所

氏名

印

入学準備金 (又は就職準備金)	円
貸付利子	
借受年月日	令和 年 月 日

※ 借受人又は法定代理人及び連帯保証人は実印を使用し、印鑑証明書を添付してください。



ひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）借用証書

年 月 日

公益財団法人

徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

私は、次のとおりひとり親家庭高等職業訓練促進資金（住宅支援資金）を借用しました。この資金は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付規程及び公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱の規定に従い、返還します。

借受人

住所

氏名

印

次の借用に対し、同意します。

法定代理人

住所

氏名

印

住宅支援資金	総額 円 （月額 円× か月）
貸付利子	無利子
借受年月日	令和 年 月 日

※ 借受人又は法定代理人は実印を使用し、印鑑証明書を添付してください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金請求書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿借 受 人
借受人番号
住所

氏名

法定代理人
住所

氏名

次のとおり請求します。

1. 給付金の種類 入学準備金 就職準備金 住宅支援資金
(該当するものに○)

2. 請 求 金 額 _____ 円

振込先口座情報

(ゆうちょ銀行以外の金融機関)

金融機関名							
支店名							
預金種別	1 普通預金				2 当座預金		
口座番号							
フリガナ							
口座名義人							

(ゆうちょ銀行)

記号一番号						—								
フリガナ														
口座名義人														

※口座名義は、貸付を受ける本人の名義以外は認められません。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

申請者（ 借受人 ・ 連帯保証人 ）
住所

氏名

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱第 11 条第 3 項の規定により、次のとおり返還計画を申請します。

借受人番号	
借受人氏名	
借受額	円
返還免除済額	円
返還額	円
返還方法	1 月賦（ 回払い） 2 半年賦（ 回払い） 3 一括
返還期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
返還理由（該当項目に○印を付けてください）	1 貸付契約の解除 2 養成機関を修了し、かつ、資格を取得した日から 1 年以内に当該資格が必要な業務に従事しなかった 3 2 の業務に従事する意思がなくなった 4 住宅支援資金貸付終了後 1 年が経過した 5 業務外の事由による死亡又は心身の故障で業務に従事できなくなった

※ ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画申請書の提出が無い場合は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会会長の定める返還方法に従い返還して頂きます。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還計画変更申請書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

申請者（ 借受人 ・ 連帯保証人 ）
住所

氏名

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
実施要綱第 11 条第 5 項の規定により、次のとおり返還計画の変更を申請します。

借受人番号	
借受人氏名	
借受額	円
返還済額	円
返還免除済額	円
返還額	円
返還方法 現在	1 月賦（ 回払い） 2 半年賦（ 回払い） 3 一括
変更希望	1 月賦（ 回払い） 2 半年賦（ 回払い） 3 一括
返還期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
変更理由	

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還免除申請書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

申請者（ 借受人 ・ 連帯保証人等 ）
住所

氏名

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱第14条第1項の規定により、訓練促進資金の返還の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号			
借受人氏名			
養成機関名			
申請理由※ （該当する番号、 項目に○）	1 対象業務に 年従事 2 1年以内に就職又はより高い所得が見込まれる転職等し、 年従事 3 業務上の理由による死亡又は業務に起因する心身の故障 4 業務外の理由による死亡又は障がい		
理由発生年月日	令和	年	月 日
借受額		円	
返還済額		円	
返還免除済額		円	
返還免除申請額		円	
現在の就業先 又は在学先	所在地 電話番号	〒 電話	
	名称		
（申請理由が1又は2の場合） 業務の従事状況	期 間	就業先	
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		
	年 月から 年 月まで		

※

- 1 対象業務に従事した場合は、対象業務従事期間証明書（様式第18号）を、就職又は転職等をして1年以上従事した場合は、当該事実を証明する書類を添付してください。
- 2 死亡の場合は、死亡診断書等の写しを添付してください。
- 3 業務に起因する心身の故障の場合及び業務外の理由による障がいの場合は、医師の診断書等を添付してください。
- 4 借受人が死亡した場合の申請者は連帯保証人とします。但し、連帯保証人がいない場合は親族（法定相続人）とします。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金返還猶予申請書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

申請者（借受人）
住所

氏名

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱第 17 条第 1 項の規定により、訓練促進資金の返還の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

借受人番号		
借受人氏名		
養成機関名		
申請理由※ (該当する番号、 項目に○)	1 在学中 2 対象業務に従事中 3 災害、疾病、負傷 4 その他()	
理由発生年月日	令和 年 月 日	
借受額	円	
返還済額	円	
返還免除済額	円	
返還猶予申請額	円	
返還猶予申請期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで	
現在の就業先 又は在学先	所在地 電話番号	〒 電話
	名称	

※

- 1 在学中の場合は、在学証明書を添付してください。
- 2 対象業務に従事している場合は、対象業務従事届（様式 17 号）を添付してください。
- 3 疾病、負傷の場合は、医師の診断書等を添付してください。
- 4 災害、その他の場合は、罹災証明等その事由を証明する書類を添付してください。

異 動 届

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人
借受人番号
住 所

氏 名

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
実施要綱第 21 条（ 第 1 項 ・ 第 2 項 ）の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	借 受 人 の (住所 ・ 氏名 ・ 電話番号 ・ 勤務先) 法 定 代 理 人 の (住所 ・ 氏名 ・ 電話番号 ・ 勤務先) 連 帯 保 証 人 の (住所 ・ 氏名 ・ 電話番号 ・ 勤務先)	
	(新)	(旧)
住 所	〒	〒
電話番号		
フリカゝナ		
氏 名		
勤 務 先 (部署名、 担当まで 記入)		
勤 務 先 所 在 地	〒	〒
勤 務 先 電 話 番 号		

- 注) 1 変更があった事項のみご記入ください。
2 住所・氏名の変更は変更後の内容が記載された住民票（マイナンバーが記載されていないもの・発行後 3 ヶ月以内のもの）を添付してください。

卒 業 届

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人
借受人番号
住所

氏名

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
実施要綱第 2 1 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 卒業した養成機関名

2 卒業年月日 令和 年 月 日

※ 卒業証書の写し又は養成機関修了証明書を添付してください。

取得資格登録届

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人
借受人番号
住所

氏名

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
実施要綱第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録を受けた資格

2 登録年月日 令和 年 月 日

3 登録番号

※ 登録証の写しを添付してください。

留年・休学・復学・停学・転学・退学届

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人
借受人番号
住所

氏名

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
実施要綱第21条第1項の規定により、次の事項について届け出ます。

届出事項 (該当番号に○)	1 留年 2 休学 3 復学 4 転学 5 退学 6 停学又は退学の処分
休学・停学期間 (休学・停学の場合)	年 月 日 ～ 年 月 日まで
届出事項発生年月日 (留年、復学、転学、退学の場合)	年 月 日
転学先・転学理由 (転学の場合)	住所 名称 転学理由

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

養成機関の名称

養成機関の住所

養成機関長の氏名

印

※ 届出事項発生年月日の記載について

- ① 復学、転学の場合は、当該事由が開始した日を記入してください。
- ② 退学の場合は、在籍した最終日を記入してください。
- ③ 留年の場合は、留年前の学年に在籍した最終日を記入してください。

ひとり親家庭高等職業訓練促進資金辞退届

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人

借受人番号
住 所

氏 名

法定代理人

住 所

氏 名

私は、ひとり親家庭高等職業訓練促進資金の貸付を辞退しますので、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱第21条（第1項・第2項）の規定により、次のとおり届け出ます。

1 辞退の理由

2 辞退年月日 令和 年 月 日

3 貸付金受領済額（既に貸付金を受領している場合のみ記入）

資金の種類（該当するものに○）

入学準備金

就職準備金

住宅支援資金

受領済額 _____ 円

※ 受領済の貸付金については、この届出後、直ちに返還義務が発生します。

高等職業訓練促進給付金支給決定取消届

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人
借受人番号
住所

氏名

公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業
実施要綱第 21 条第 1 項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 取消理由

2 取消年月日 令和 年 月 日

※ 高等職業訓練促進給付金の支給決定取消に係る文書の写しを添付してください。

対象業務従事届

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人
借受人番号
住所
氏名

次のとおり、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱第 12 条第 1 項第 1 号に定める業務に従事していることを届け出ます。

業務従事先	所在地及び電話番号	〒 電話 ()
	施設名又は所属団体名	
	職種	
業務開始(予定) 年月日又は業務 従事期間	年 月 日 から 令和 年 月 日現在	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）名

代表者職氏名

印

※

- 1 週間の所定労働時間が 20 時間に満たない場合は、業務従事とは認められません。
- 2 対象業務に従事したときは、毎年、4 月 1 日における業務従事先の住所、名称、職種及び業務従事期間を 4 月 15 日までに届け出てください。

対象業務従事期間証明書

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

借受人
借受人番号
住所
氏名

私は、公益財団法人徳島県母子寡婦福祉連合会ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業実施要綱第 12 条第 1 項第 1 号に定める業務に、次のとおり従事しました。

業務従事先	所在地及び電話番号	〒 電話 ()
	施設名又は所属団体名	
	職種	
業務従事期間	年 月 日 から 令和 年 月 日まで	

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

業務従事先の施設（所属団体）名

代表者職氏名



※

- 1 業務従事期間は、資格取得日以降の日を記入してください。
- 2 1 週間の所定労働時間が 20 時間に満たない場合は、業務従事とは認められません。

借受人死亡届

令和 年 月 日

公益財団法人
徳島県母子寡婦福祉連合会会長 殿

届出人
住 所

氏 名

電話番号

借受人との関係

借受人が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

借受人	住所	〒
	氏名	
借受人番号		
養成機関名		
死亡年月日	令和 年 月 日	
死亡理由 (該当する項目に ○)	業務上 ・ 業務外 ・ 不明 (調査中等の場合)	

※ 死亡診断書等の写し等、事実を証明する書類を添付してください。

